

第3期川西町
子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～令和11年度

(素案)

令和7年1月
山形県川西町

<目次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景（国の動向）	1
3 計画の性格	2
4 他計画との関係	2
5 計画期間	3
6 計画の策定体制と町民意見の反映	3
7 県や関係機関との連携	3
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	4
1 本町における人口と子ども人口の状況	4
2 子育て家庭の状況	6
3 子ども・子育てに関するニーズ調査の概要	8
4 本町の現状からみる課題	8
5 子育て支援事業の提供体制と施策の進捗評価	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 施策の体系図	16
第4章 子ども・子育て支援の事業展開	18
1 量の見込みの算出にあたって	18
2 量の見込み及び確保方策	20
第5章 その他の施策展開	32
1 母性並びに乳幼児などの健康の保持増進	32
2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	34
3 子育てを支援する生活環境の整備	37
4 仕事と家庭の両立の推進	39
5 子ども等の安全の確保	41
6 要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進	43
第6章 計画の推進体制	47
1 計画の推進	47
2 関連機関や民間企業との連携	47
3 計画の進行管理及び計画の点検・評価	47
資料編	
1 川西町子ども・子育て会議条例	48

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての子どもたちが、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、町を愛し、住み続け、暮らしていくことは町民すべての願いです。

近年、急速な少子化の進行や核家族化、高齢化、就労意識や労働環境の変化、地域のコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長や子育てを社会全体で支えていくことが一層必要となっています。

本町では、平成27年3月に「川西町子ども・子育て支援事業計画」、続いて令和2年3月に「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会と子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、計画的な推進に取り組んできました。

第2期計画が令和6年度末をもって満了することから、第2期計画を検証し、本町の子育ての実情や国等の動向にも対応し、「第3期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景（国の動向）

近年、わが国では、急速な少子化が進行しており、子どもや子育てを取り巻く社会環境が大きく変化しています。そのため、子育てに対する不安や孤立感、経済的負担などが増大し、子どもの育ちと子育てについて社会全体で支援していくことが必要とされ、「次世代育成支援対策推進法」等が制定され総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」では、市町村における「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けるなど、新たな子ども・子育て支援制度の仕組みをつくり、子育てを支援する取り組みが展開されました。

令和4年には、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、児童福祉法が改正され、市町村において「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとなりました。

その後、全国的に少子化が進行する中、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消に向け「子ども・子育て支援法」の改正が行われました。

令和5年には、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えることを目的とした「こどもまんなか社会」の実現のため、「こども家庭庁」が設置されるとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。そのほかにも、「こども大綱」「こども未来戦略」が閣議決定されるなど、子育て支援対策はめまぐるしく加速化しており、県、市町村及び地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

3 計画の性格

本計画は、「子ども・子育て支援制度」を推進していくため、質の高い教育、保育の提供体制をどのように整え、どのような子育て支援を進めていくかを定めるための計画であり、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

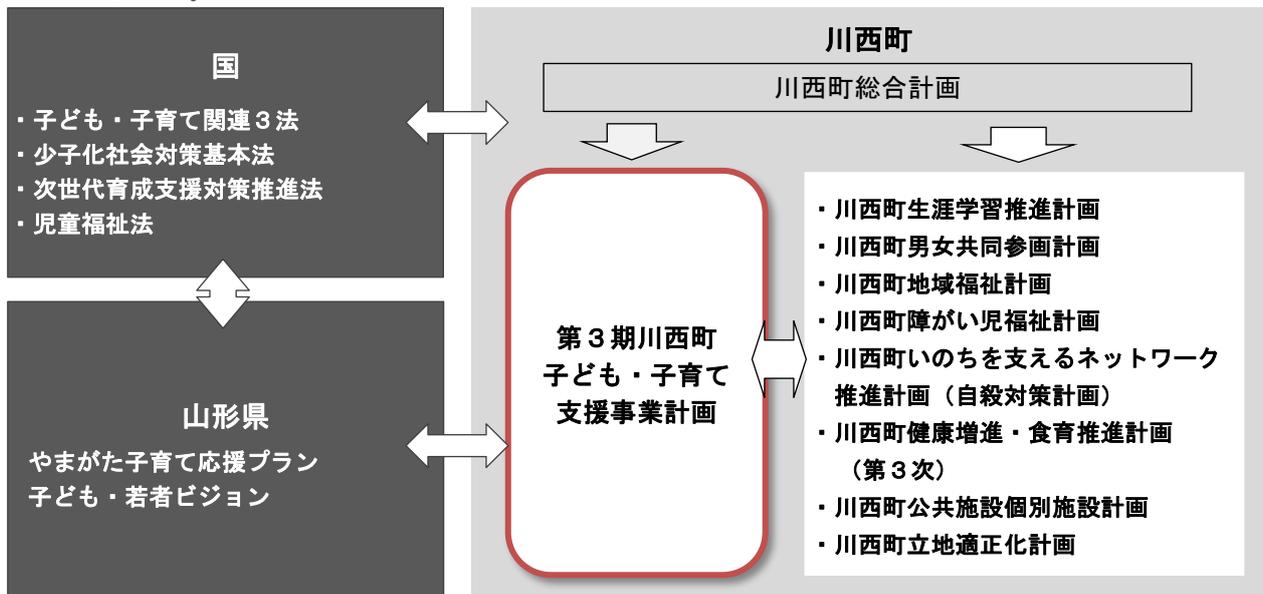
これまで本町が取り組んできた次世代育成支援対策推進法を踏まえて策定した「川西町子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」との整合性、連動性を念頭に入れ、第3期の計画として位置付けるものです。

【市町村子ども子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）】

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

4 他計画との関係

本計画を策定するにあたり、国、県の関連法令、計画等や本町の上位計画である「川西町総合計画」における基本施策及び主要プロジェクト並びに庁内関連計画との整合性を図り策定しました。



◆根拠法令

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

5 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画期間中の年度ごとに進捗評価を行い、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合には、計画の中間年（令和9年度）を目安に計画の見直しを行うなど、弾力的な対応をはかります。

《計画期間》

平成 27 年度～ 平成 30 年度	令和 2 年度～ 令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
川西町子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期川西町子ども・ 子育て支援事業計画	←		進捗評価		→
				第 3 期川西町子ども・子育て支援事業計画		
				中間 見直し		計画 見直し

6 計画の策定体制と町民意見の反映

(1) 町長の付属機関

本計画策定過程では、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「川西町子ども・子育て会議条例」により、子どもの保護者、事業主代表、学識経験者などから構成する「川西町子ども・子育て会議」において、意見の収集や内容の検討を行い計画に反映しました。

(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画策定の基礎的資料とするため、子育ての状況や教育・保育事業の利用状況、子育てに関する意識、子育て支援施策に対するニーズ等を把握することを目的に、「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

町民意見の反映として子ども・子育て支援法第61条第8項に基づき、パブリックコメントを実施しました。

7 県や関係機関との連携

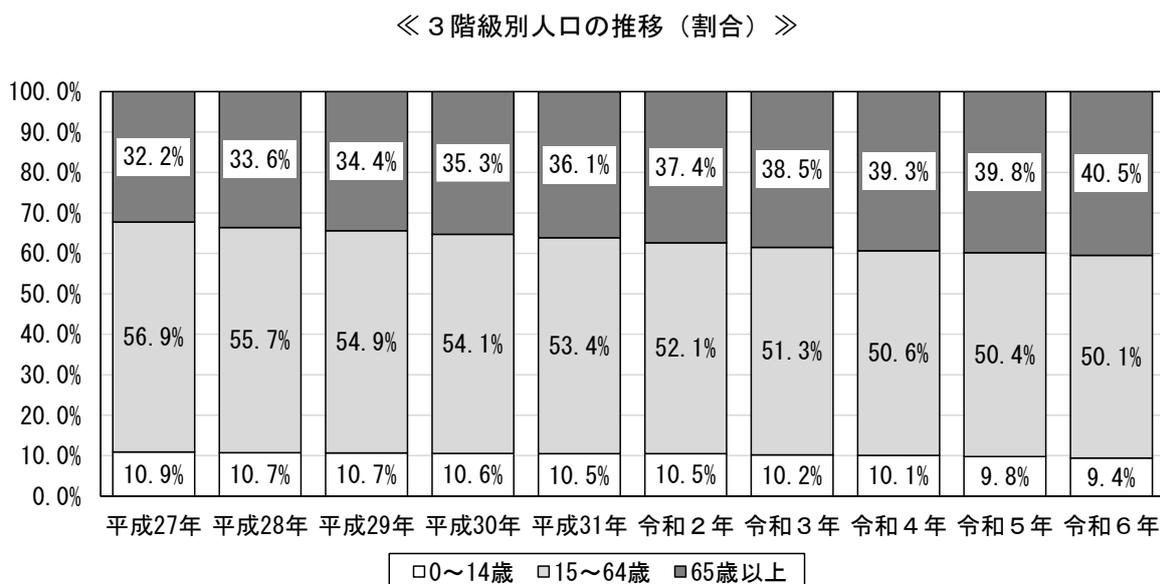
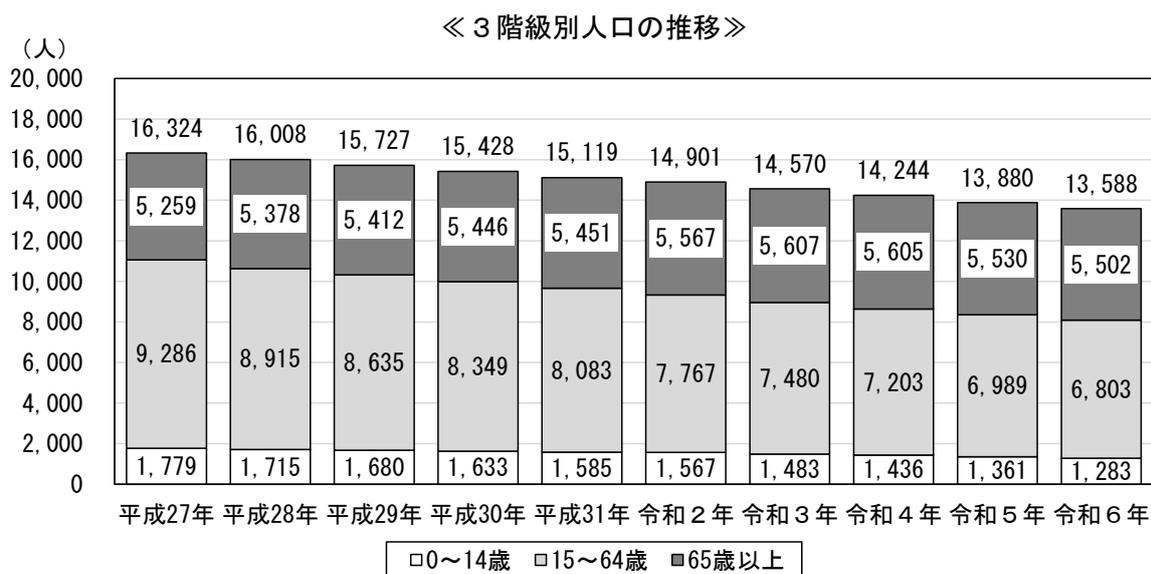
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく県との協議を経て策定し、支援事業のニーズ量に対する施策や確保策については、県や関係団体等と協議・調整を行いながら、相互に連携し事業推進を図るものです。

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は減少傾向にあり、令和6年3月末には13,588人となり、3階級別にみると、年少人口（0～14歳）は1,283人（人口全体に対する割合：9.4%）、生産年齢人口（15～64歳）は6,803人（50.1%）、老年人口（65歳以上）は5,502人（40.5%）となっており、少子高齢化の進行が見られます。

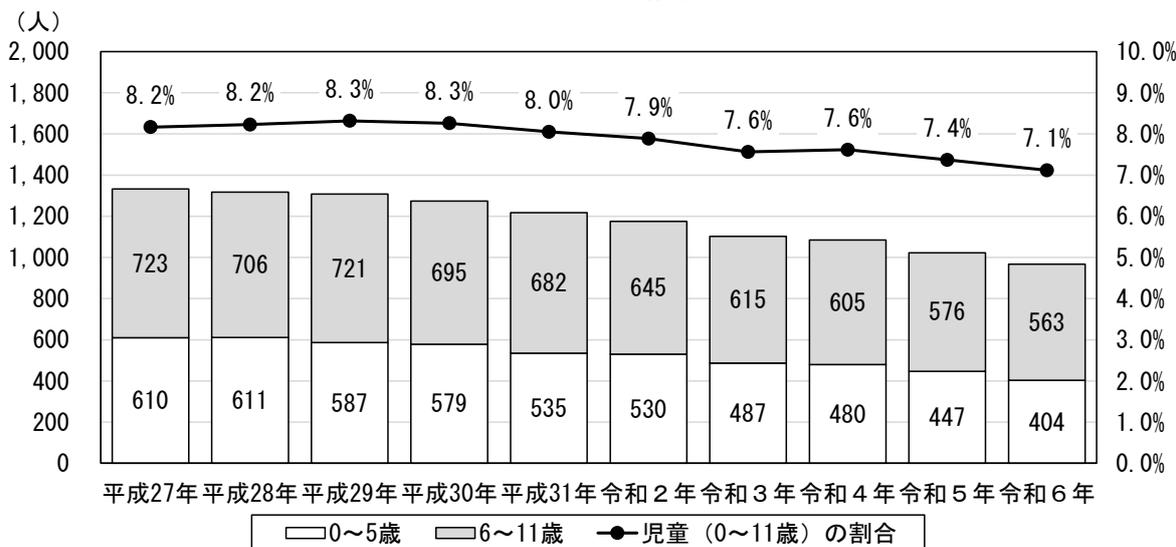


※構成比については、合計を100.0%にするために、一部小数点以下の数値を調整しているものがあります。

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（0～5歳及び6～11歳）は減少傾向にあり、令和6年には0～5歳は404人、6～11歳は563人となっています。

《子ども人口の推移》

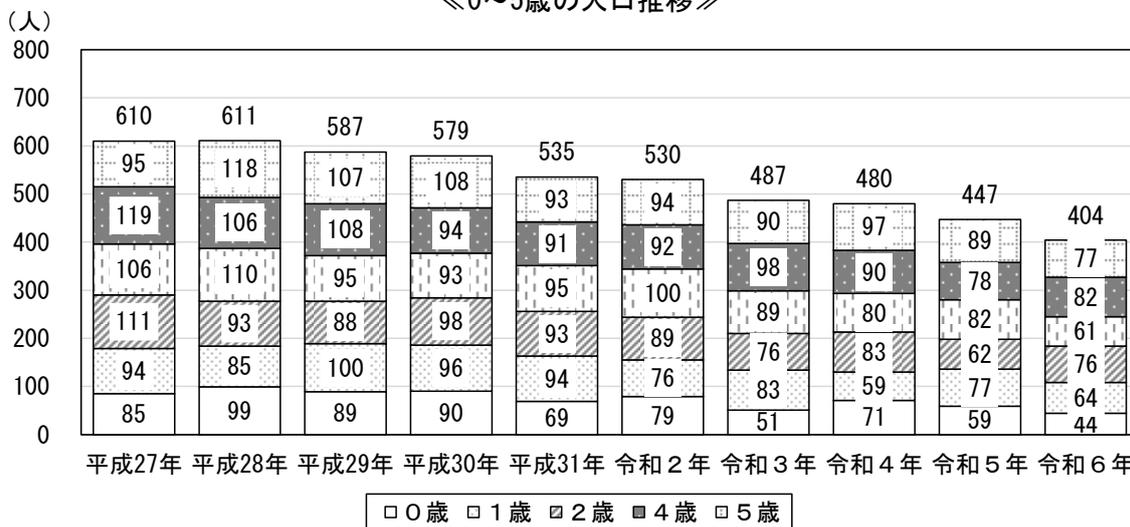


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

0～5歳の人口をみると、各年齢ともに減少傾向にあり、令和3年以降はすべての年齢で100人を下回っています。

《0～5歳の人口推移》

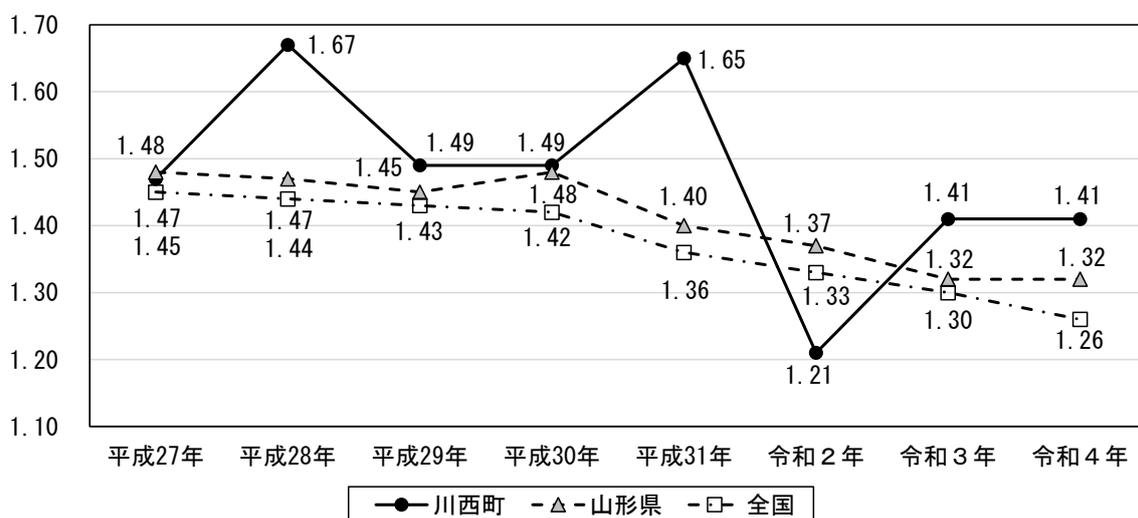


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率※は、平成28年の1.67をピークに増減を繰り返しています。県・全国と比較してみると、令和4年には本町は1.41、県は1.32、全国は1.26となっており、全国・県を上回る状況となっています。

《合計特殊出生率の推移》



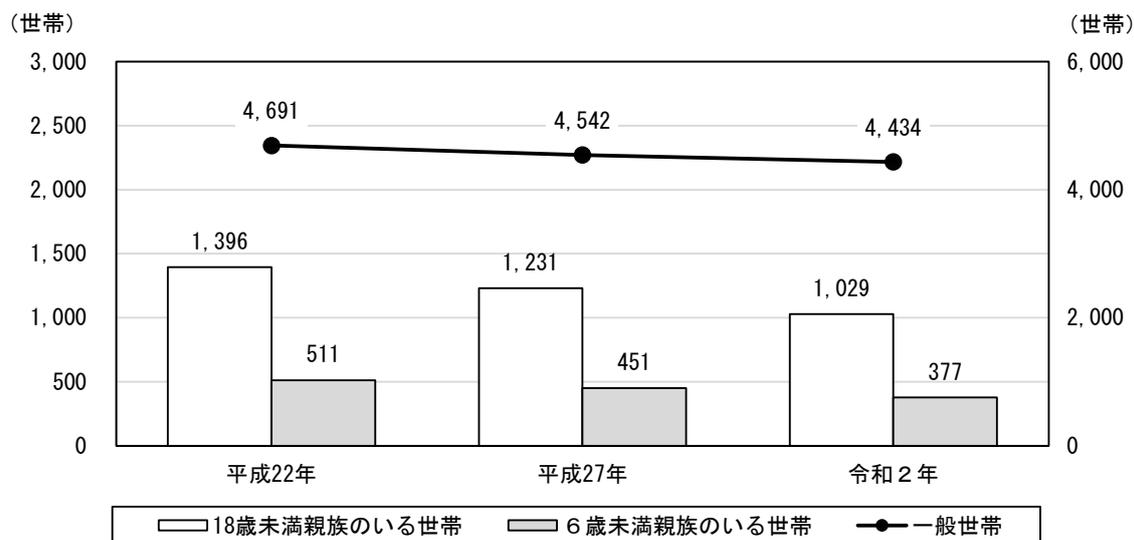
※合計特殊出生率とは人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示すものです。
資料：山形県（少子化・次世代育成支援対策関係データ集）

2 子育て家庭の状況

(1) 一般世帯と子育て世帯の推移

一般世帯と子育て世帯（18歳未満親族のいる世帯うち6歳未満親族のいる世帯）はともに減少傾向となっており、令和2年には一般世帯は4,434世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,029世帯（一般世帯に対する割合：23.2%）、うち6歳未満親族のいる世帯は377世帯（8.5%）となっています。

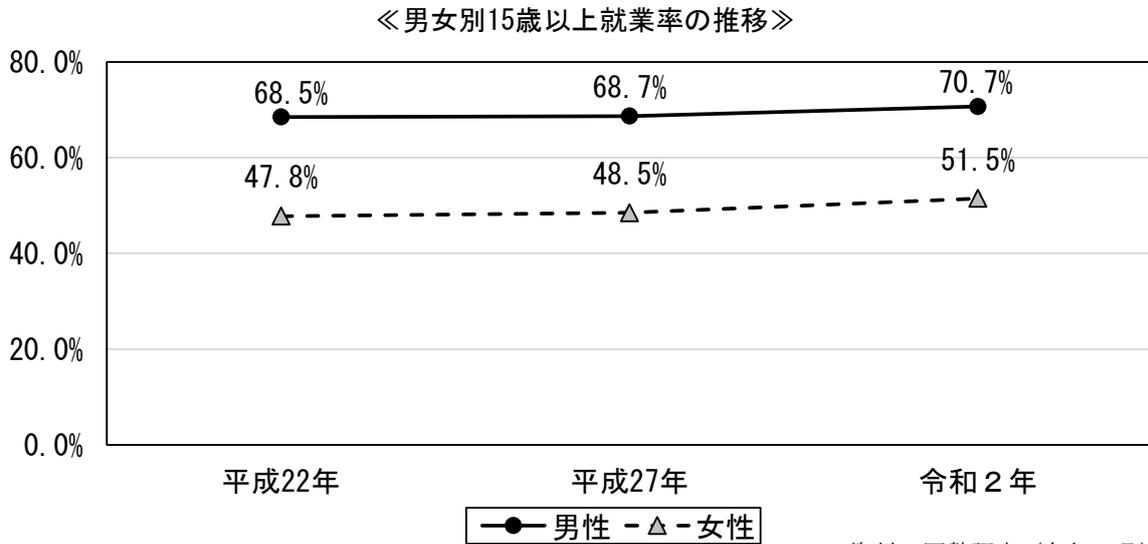
《子育て世帯の推移》



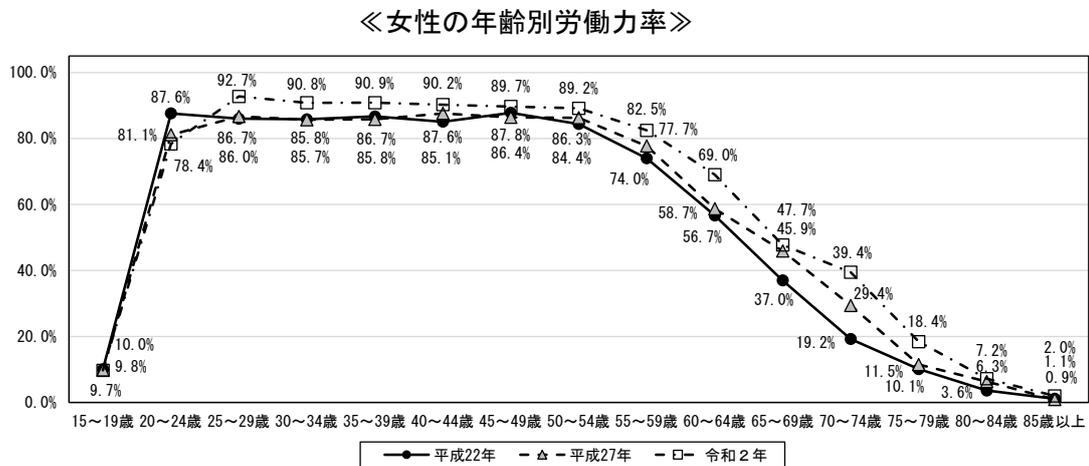
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 男女別の15歳以上の就業率と女性の労働力率の推移

本町の男女別の15歳以上の就業率は、男女ともに平成22年から令和2年にかけて増加傾向で推移しています。



女性の年齢別労働力率は、25歳から54歳にかけてどの年でも80%を上回っています。また、令和2年の労働力率をみると、15～19歳、20～24歳では平成22年、平成27年の労働力率を下回っていますが、25歳以降すべての年代で平成22年、平成27年の労働力率を上回っています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22年	10.0%	87.6%	86.0%	85.8%	86.7%	85.1%	87.8%	84.4%	74.0%	56.7%	37.0%	19.2%	10.1%	3.6%	1.1%
平成27年	9.8%	81.1%	86.7%	85.7%	85.8%	87.6%	86.4%	86.3%	77.7%	58.7%	45.9%	29.4%	11.5%	6.3%	0.9%
令和2年	9.7%	78.4%	92.7%	90.8%	90.9%	90.2%	89.7%	89.2%	82.5%	69.0%	47.7%	39.4%	18.4%	7.2%	2.0%

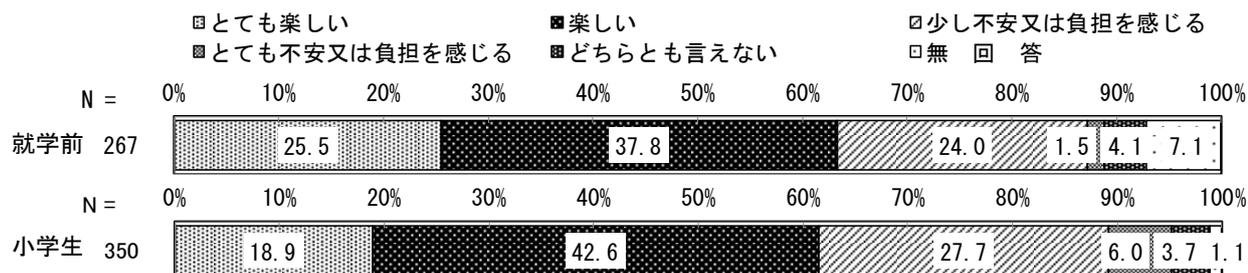
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 地域における子育て支援の充実

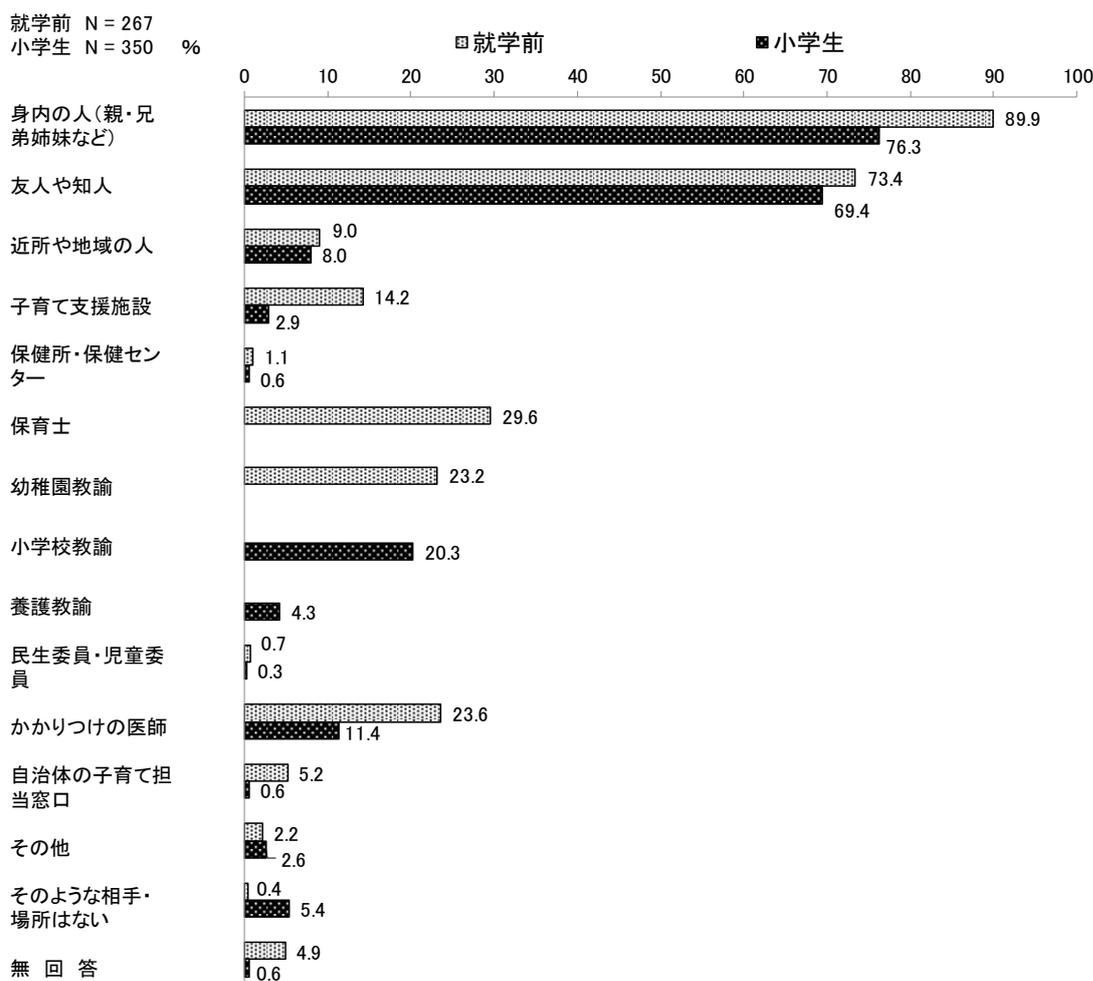
すべての妊婦、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう、妊娠初期から出産、子育てまで切れ目のない支援が受けられるよう、本町では母子手帳交付時の面談、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健診の実施、子育て支援拠点事業、各種相談事業等に取り組んでいます。

アンケート調査結果では、子育てについて「少し不安又は負担を感じる」「とても不安又は負担を感じる」や相談できる相手について、「そのような相手・場所はない」との回答もあり、少子化や核家族化により家族形態が変化し、地域とのつながりも希薄化していく中で、孤立して悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

《子育てへの総括的な思い》



《子育て等について相談できる相手（いくつでも）》

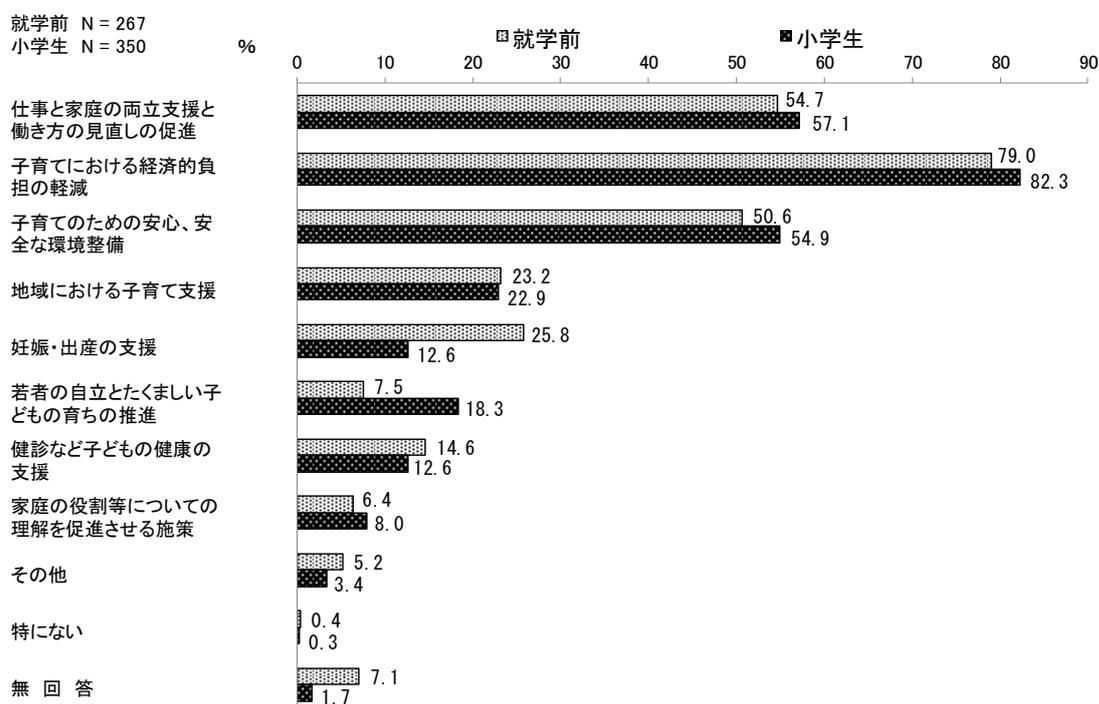


(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は制度の定着により80%台で推移しています。一方、男性の育児休業取得率は10%台と低水準ではあるものの上昇傾向にあります。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、企業も含め、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を浸透させていくことが重要となっており、さらなる周知、PRが必要です。

《望ましい子育て支援施策（3つまで）》



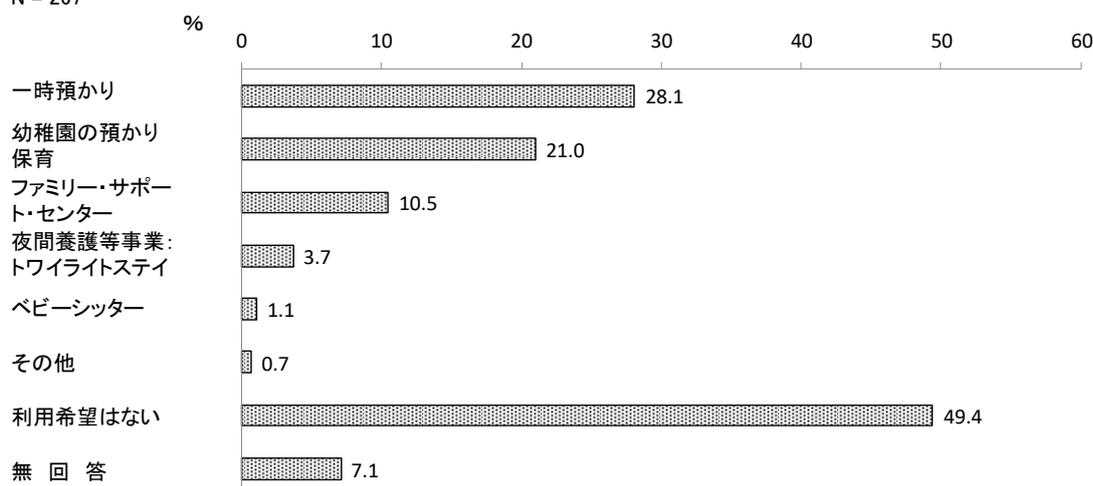
(4) 多様な子育て支援施策の充実

ライフスタイルの多様化や国による働き方改革なども進んでいく中で、教育・保育事業へのニーズが高まっており、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な子育て支援施策を充実していくことが求められます。

様々なニーズに対応したサービスの提供が望まれています。

《不定期に利用したい事業（いくつでも）（就学前児童調査）》

N = 267



《宿泊を伴う一時預かりの必要な可能性（小学生児童調査）》



(5) 子育てしやすい環境の充実

近年、障がいのある子どもや、発達が気になる児童も増加しており、子どもの発達状況に応じた支援が求められています。また、ひとり親家庭や貧困家庭等、不安を抱える家庭への支援も大きな課題です。

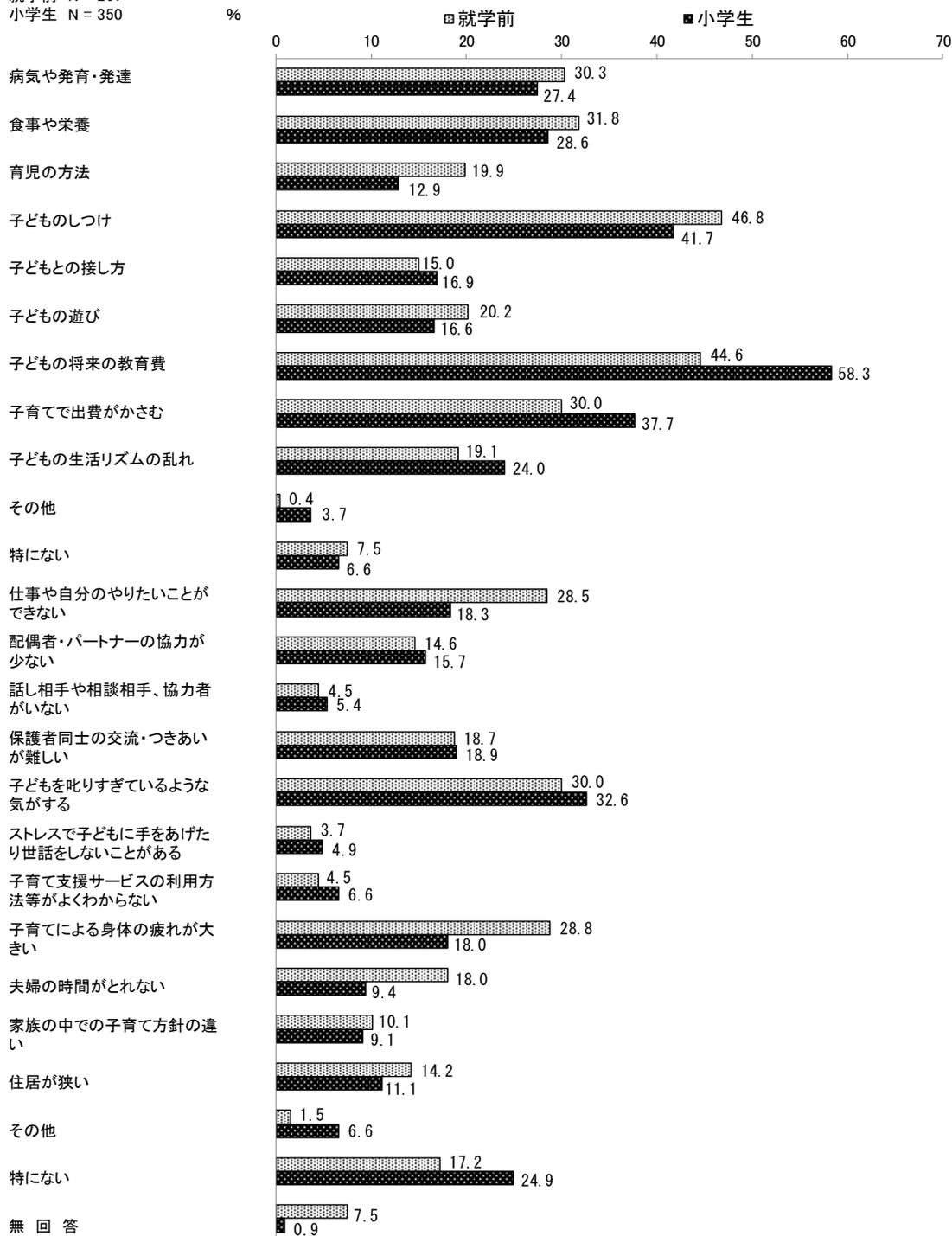
アンケート調査結果から、子育てに悩むこと、不安に感じることを「病気や発育・発達」が就学前児童調査では30.3%、小学生児童調査では27.4%となっています。また、「子どものしつけ」に関しては就学前児童調査で46.8%、小学生児童調査では41.7%、「叱りすぎている気がする」については、就学前児童調査では30.0%、小学生児童調査では32.6%という結果になっています。

また、望ましい子育て支援施策として、就学前児童調査、小学生児童調査ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が一番高くなっており、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」、「子育てのための安心、安全な環境整備」となっています。その他「経済的支援・助成（保育料・給食費等）」、「保育所・幼稚園・認定こども園の充実」、「教育・学校環境の充実」などへの記述が多くみられます。

このため、関係各課や専門機関等との連携・協働による子育て環境の整備が求められます。

《子育てで悩むこと、不安に感じること（いくつでも）》

就学前 N = 267
小学生 N = 350



5 子育て支援事業の提供体制と施策の進捗評価

(1) 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、令和6年7月時点で下表のとおりとなっています。

《子育て支援事業の提供体制（令和6年7月）》

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	利用定員数（人）
1	幼児期の教育・保育事業			
	幼稚園	か所	2	190
	認定こども園	か所	1	90
	認可保育所	か所	3	180
2	地域型保育事業			
	小規模認可保育所	か所	1	19
	家庭的保育	か所	—	—
	居宅訪問型保育	か所	—	—
	事業所内保育施設	か所	—	—
	自治体の認証・認定の保育所	か所	—	—
	認可外保育施設・へき地保育所	か所	—	—
3	地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業	か所	—	—
	地域子育て支援拠点事業	か所	1	—
	一時預かり事業	か所	3	—
	病児・病後児保育事業	か所	1	4（一日につき）
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	30	—
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	5	338

資料：健康子育て課調べ

(2) 施策の進捗評価

「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」においては、「事業等の進捗評価」及び「今後の取組」について、評価を行いました。評価区分は下記のAからEの5段階で行いました。

「子ども・子育て支援法」に基づく「第4章 子ども・子育て支援の事業展開」は20の事業を評価しました。事業等の進捗ではAが12件、Cが2件、Eが6件となっています。また、今後の取組ではAが10件、Bが3件、Cが1件、Eが6件となっています。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「第5章 その他の施策展開」は55の事業を評価しました。事業等の進捗ではAが44件（80.0%）、Bが6件、Cが4件、Eが1件となっています。また、今後の取組ではAが44件、Bが5件、Cが5件、Eが1件となっています。

《施策の進捗評価》

章	事業数	事業の進捗評価					今後の取組				
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
第4章 子ども・子育て支援の事業展開	20	12		2		6	8	3	3		6
第5章 その他の施策展開	55	44	6	4	1		44	5	5	1	

《評価区分》

区分	事業の進捗評価	今後の取組
A	目標達成	計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施
B	目標に向けて改善	さらに推進する、充実を図る
C	現状維持	内容・規模・手法等を見直して推進する
D	停滞	休止・廃止
E	実施に向け検討	その他

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も踏まえ、すべての子どもたちが、豊かな環境の中で心身ともに健やかに成長し、町を愛し、誇りを持って住み続けることができるよう、社会全体で子育てを支援する態勢の構築に努め、「すべての子どもたちの笑顔があふれる まちづくり」を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。

《基本理念》

すべての子どもたちの笑顔があふれる まちづくり

《施策の視点》

本計画では、基本理念や国の基本指針等を踏まえ、以下4つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援を進めます。

(1) 「こどもまんなか社会」の実現のために

すべての子どもの最善の利益を第一に考え、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

また、子どもや保護者のライフステージに応じて切れ目のない支援を行い、良好な成育環境を確保するとともに、子育て支援に携わる人材の確保、育成、専門性の向上に努めます。

(2) 仕事をしながら子育てをするために

子育てや教育に関する経済的負担の軽減、地域子育て支援、家庭教育支援、仕事との両立支援等に努めます。

(3) 子どもの健やかな成長と学びの充実のために

子どもの年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験等、様々な遊びができるよう努め、子どもが伸び伸びと遊べる環境や地域住民との交流機会を推進します。

(4) 誰ひとり取り残さない子育て支援のために

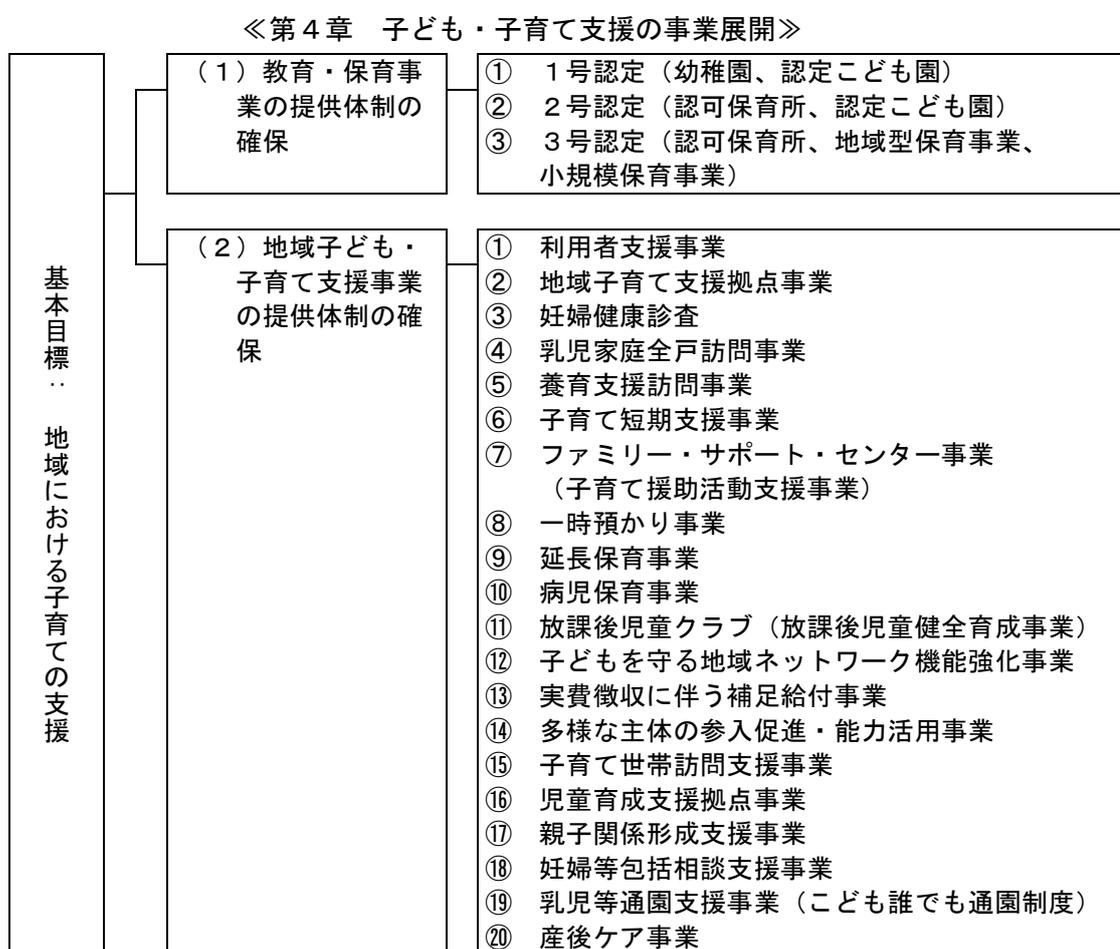
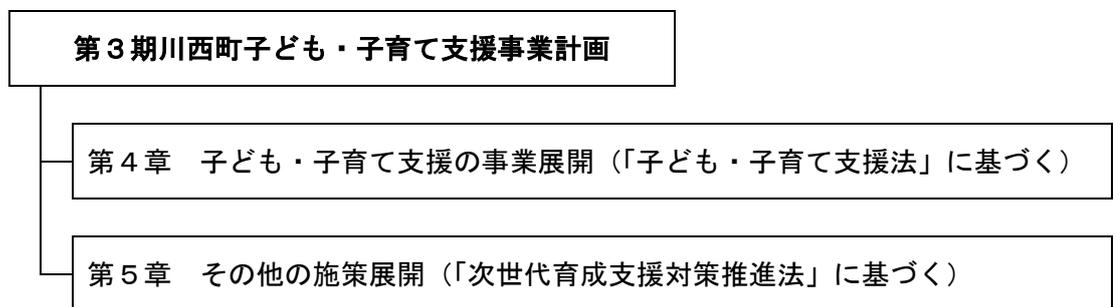
すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに成長できるよう、子ども家庭センターや学校等、関係機関と連携をとりながら、子育てに不安を抱える家庭の相談体制の充実を図り、児童虐待の未然防止、ヤングケアラー支援等に努めます。

《（参考）それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」》

こどもまんなか社会イメージ図

2 施策の体系図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」及び、基本指針の改定等を踏まえ策定しています。また「次世代育成支援対策推進法」が再度10年間延長（令和17年3月31日まで）されたことから、既存計画との整合性を図り、推進していきます。



《第5章 その他の施策展開》

基本目標

推進施策

<p>1 母性並びに乳幼児などの健康の保持増進</p>	<p>(1) 子どもや母親の健康の保持増進 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 医療の充実</p>
<p>2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<p>(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>
<p>3 子育てを支援する生活環境の整備</p>	<p>(1) 良質な住宅環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 安心して外出できる環境の整備 (4) 安全・安心なまちづくりの推進等</p>
<p>4 仕事と家庭の両立の推進</p>	<p>(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立の支援</p>
<p>5 子ども等の安全の確保</p>	<p>(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進 (3) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの支援</p>
<p>6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</p>	<p>(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 母子・父子家庭への自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもと家庭への支援</p>

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

1 量の見込みの算出にあたって

(1) 教育・保育事業等の提供区域

本町では、歴史、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、各事業の提供区域は川西町全域を1区域として設定しました。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

① 量の見込み（ニーズ量）の算出の考え方

「量の見込み（ニーズ量）」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかという見込みのことですが、その算定方法は、国の手引き（「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」）に示されており、ニーズ調査結果に基づく潜在的ニーズを含む利用意向率や実際の利用状況、児童の人口推計等から、その手引きに基づき算出します。ただし、第2期計画までのニーズ量の算出結果を踏まえると、国の手引きに基づき算出したニーズ量が必ずしも本町のニーズ量として妥当ではないため、実際の利用状況、児童の人口推計等からニーズ量を算出しました。

② 子ども人口の推計

子ども人口の推計は、令和2年から令和6年の各年3月31日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法[※]により行いました。

これによると、子ども人口の推計について、0～5歳では令和6年には404人、令和11年には317人と推計され、6～11歳では令和6年には563人、令和11年には432人と推計されます。

令和6年から令和11年にかけての子ども人口の推移をみると、0～5歳は令和6年の78.5%、6～11歳は令和6年の76.7%に減少すると予測されます。

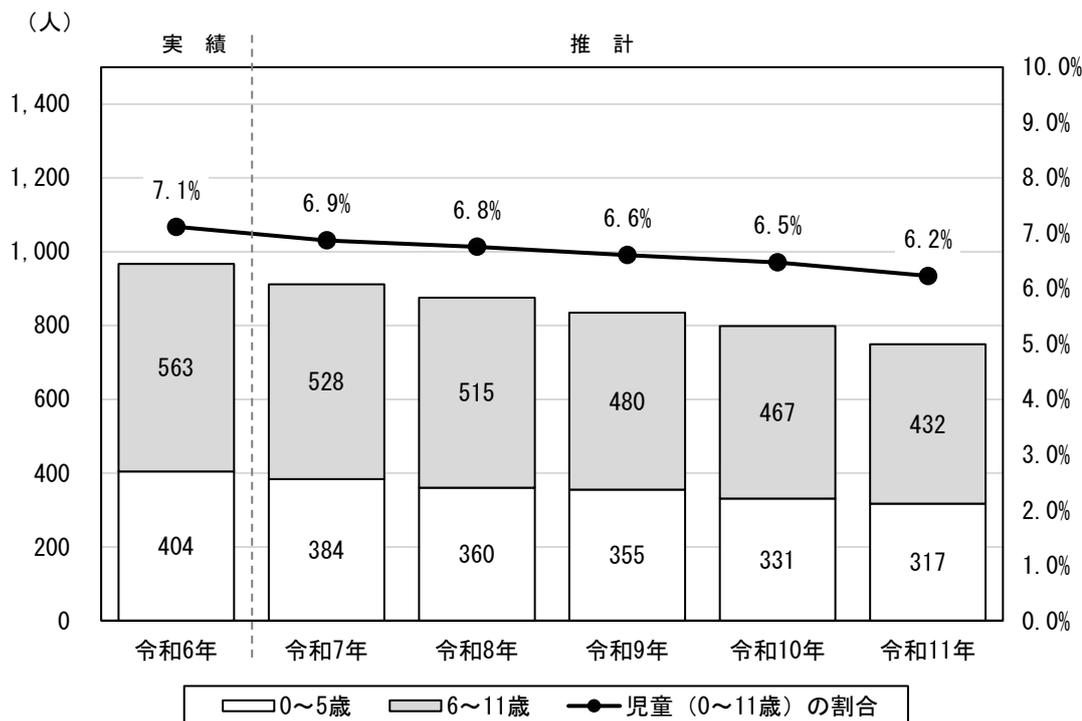
《子ども人口の推計（人）》

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口	13,588	13,272	12,953	12,638	12,329	12,028
0歳	44	52	52	49	47	45
1歳	64	48	57	57	53	51
2歳	76	65	48	58	58	54
3歳	61	77	66	49	59	59
4歳	82	61	77	66	49	59
5歳	77	81	60	76	65	49
0～5歳	404	384	360	355	331	317
6歳	86	75	79	58	74	63
7歳	98	86	75	79	58	74
8歳	87	98	86	75	79	58
9歳	92	86	97	85	74	78
10歳	91	92	86	97	85	74
11歳	109	91	92	86	97	85
6～11歳	563	528	515	480	467	432

(各年3月31日現在)

※コーホート変化率法：コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

《子ども人口の推計》



③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などの法に基づく事務の執行や権限の行使について、山形県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを適宜行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などについては、山形県に対し、施設などの所在、運営状況、監査状況などの情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、山形県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めてまいります。

2 量の見込み及び確保方策

これからの量の見込みについては、
現在算定中のため空欄としています。

(1) 教育・保育事業の提供体制の確保

① 1号認定（幼稚園、認定こども園）

「1号認定」として計上されるニーズ量は、幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分を利用する子どもを対象としています。

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。

【現状】

○令和6年度の利用状況をみると、町内在住者が75人となっています。

《実績》

			単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	119	122	116	94	75
		町外在住者	人	0	0	0	0	0
	町外施設		人	6	8	6	2	0

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 令和7～11年度における量の見込みは、人口推計結果をもとに算出しています。
- 確保方策は、町内2か所の町立幼稚園と1か所の私立認定こども園の定員の枠内で提供可能ですが、町外の幼稚園に通園している現状もあるため、町外の幼稚園を選んだ理由等を把握したうえで必要な対策を検討します。
- 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、適切に量を見込み、確保の内容について検討していきます。
- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事による指導・助言の強化を検討します。
- 「小中学校における医療的ケアのガイドライン」（令和元年8月策定）に基づき実施上の配慮事項、適切な実施体制を整備し医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を図ります。

《量の見込み、確保方策》

				単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	町内在住者	町内施設利用予定者		人					
確保方策	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人					

② 2号認定（認可保育所、認定こども園）

保育所の利用を希望する子どものうち、「2号認定」として計上されるニーズ量は、3歳児から5歳児までの子どもです。

認可保育所とは保護者の就労や何らかの理由で、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所の機能を併せ持つ施設です。

なお、幼稚園及び認定こども園の利用を希望する子どものうち、「2号認定」として計上されるニーズ量は、保護者が共働きであるなどの理由で、幼稚園並びに幼稚園で実施される預かり保育の両方の利用を希望する子ども、及び、認定こども園の保育所機能部分を利用する子どもです。本町での利用はありません。

【現状】

○令和6年度の利用状況をみると、町内施設利用者が123人（うち町内在住者118人、町外在住者5人）、町外施設利用者が25人となっています。

《実績》

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定教育・保育施設	町内施設	町内在住者	人	113	133	131	129	118
		町外在住者	人	8	7	5	2	5
	町外施設		人	17	16	12	22	25

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 令和7～11年度における量の見込みは、人口推計結果をもとに算出しています。
- 勤務地の関係で町外の保育施設を希望する場合は、所在地市町との入所調整を図ります。
- 保護者の就労等により、お子さんを休日等も預けたいご家庭のニーズに対応し、支援体制の拡大を図ります。

《量の見込み、確保方策》

				単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	町内在住者	町内施設利用予定者		人					
		町外施設利用予定者		人					
	町外在住者			人					
	計			人					
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内施設	町内在住者	人					

③ 3号認定（認可保育所、地域型保育事業、小規模保育事業）

「3号認定」として計上されるニーズ量は、認可保育所、地域型保育給付事業、小規模保育事業を利用する子どものうち、0歳児から2歳児までの子どもです。

地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称で、本町では小規模保育事業を実施しています。

小規模保育事業は、国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。

「3号認定」については、年齢毎に分けて量の見込み・確保方策を記載します。

【現状】

○令和6年度の利用状況をみると、0歳児では、町内施設利用者が15人（うち町内在住者13人、町外在住者2人）、町外施設利用者が1人となっています。1歳児では、町内施設利用者が46人（うち町内在住者43人、町外在住者3人）、町外施設利用者が5人となっています。2歳児では、町内施設利用者が58人（うち町内在住者57人、町外在住者1人）、町外施設利用者が8人となっています。

《実績》

				単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	27	13	17	12	11
			町外在住者	人	0	3	3	1	2
			町外施設	人	3	2	6	1	1
	上記以外	町内施設	町内在住者	人	6	2	7	2	2
	計				人	36	20	33	16
1歳児	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	33	47	30	40	37
			町外在住者	人	8	2	3	2	3
			町外施設	人	9	6	3	9	5
	上記以外	町内施設	町内在住者	人	9	8	5	9	6
	計				人	59	63	41	60
2歳児	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人	48	33	50	28	48
			町外在住者	人	3	7	3	2	1
			町外施設	人	5	9	5	8	8
	上記以外	町内施設	町内在住者	人	4	9	8	5	9
	計				人	60	58	66	43

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 令和7～11年度における量の見込みは、人口推計結果をもとに算出しています。
- 0～2歳児の受け入れを確保するため、適正な体制を整えます。

《量の見込み、確保方策》

				単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
量の 見込 み	1歳児	町内在住者	町内施設利用予定者	人						
			町外施設利用予定者	人						
				町外在住者	人					
		計				人				
	1歳児	町内在住者	町内施設利用予定者	人						
			町外施設利用予定者	人						
				町外在住者	人					
	計				人					
	2歳児	町内在住者	町内施設利用予定者	人						
町外施設利用予定者			人							
		町外在住者	人							
計				人						
確保 方策	0歳児	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人					
			町内施設	町内在住者	人					
		上記以外	町内施設	町外在住者	人					
	計				人					
	1歳児	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人					
			町内施設	町内在住者	人					
		上記以外	町内施設	町外在住者	人					
	計				人					
	2歳児	特定教育・ 保育施設	町内施設	町内在住者	人					
			町内施設	町内在住者	人					
		上記以外	町内施設	町外在住者	人					
	計				人					

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

○現在、本町では健康子育て課並びにこども家庭センターにおいて母子保健型の利用者支援事業を実施しています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
子ども家庭センター型※	箇所	1	1	1	1	1

※子ども家庭センター型：令和2～5年度は母子保健型

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 子育て支援に対する総合的な相談や案内を行うため、利用者支援事業の機能強化を図り、総合的な支援体制を推進します。
- 妊娠期から子育て期まで、総合的に相談や支援を行います。

《量の見込み、確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	子ども家庭センター型 箇所					
確保 方策	子ども家庭センター型 箇所					

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【現状】

- 子育て支援センターにおいて、遊びの広場の常設、交流の広場の開催、子育てに関する各種相談・援助、緊急的な一時預かりなど、保護者のニーズにきめ細かに対応しています。
- 利用者のニーズにより毎週土、日曜日の午前も開所し、保護者の交流の場としています。
- また、子育て支援センターだより等により、子育てに関する情報提供を行い、子育ての孤立化や育児不安の解消に努め、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。
- 子育て支援センターで受けた相談については、必要に応じ関係機関と連携を密にとることにより、的確な支援体制を確立しています。
- 隔月1回「幼児ことばの相談室」を開催し、ことばに関する相談体制の充実を図っています。必要な場合は専門機関への紹介を行うなど、重要な相談窓口の役割を担っています。
- 民間主導で子どもの居場所づくりとして子ども食堂が誕生し、支援を行っています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	1,468	1,288	1,318	1,022	720

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 子育て支援センターの事業に関する情報の積極的な広報、周知に努めます。
- 子育て支援センターの役割を強化し、保護者のニーズに応えられるように努めます。
- 土曜日、日曜日も開所し需要に応じた機能強化を図ります。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	施設数	箇所					
	延べ利用者数	人日					
確保 方策	施設数	箇所					
	延べ利用者数	人日					

③ 妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態の確認、妊娠疾患の早期発見や予防を行うことを目的として実施される定期健診です。

【現状】

- 妊娠届出時に妊婦1人あたり14回分の妊婦健康診査受診券を交付しています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	94	109	87	59	65

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 母子ともに妊娠中の健康維持を図り、心身ともに健康な状態で安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の補助を継続していきます。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	利用者数	人					
	利用者数	人					

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現状】

- 保健師による乳児家庭訪問を対象の全家庭に対して実施し、子育てに関する情報提供を行っています。
- 訪問により支援が必要と判断された家庭については、適宜関係者によるケース会議を行い、適切なサービス利用につなげています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	57	75	60	46	58

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 引き続きすべての家庭を対象に保健師による乳児家庭訪問を実施し、子育て支援の充実を図ります。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	利用者数	人					
確保 方策	利用者数	人					

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【現状】

- 産前産後において育児に困難を感じている妊産婦等に対し、保健師による訪問を行い、保健指導を行います。
- 乳児全戸家庭訪問により、養育に関する指導が必要と判断される場合は、関係機関との連携を密にし、訪問を重ね適切な養育の実施に努めています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	5	12	8	34	20

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 需要の状況に応じ、養育支援訪問事業に取り組んでいきます。
- 要保護児童対策の機能強化を図り、総合的な支援体制を推進します。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	利用者数	人					
確保 方策	利用者数	人					

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本町では現在実施していませんが、需要の状況に応じ、他の子育て支援事業での対応も考慮し検討を行います。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【現状】

○平成27年度から子育て支援センター内で事業を開始し、一時預かりや送迎など保護者のニーズに合わせ、きめ細かに対応しています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	人日	1	0	349	45	10

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

○情報発信を行い、会員を増やすとともに、保護者の交流を促し、子育てへの不安等をさらに緩和することができるよう利用の拡大を図っていきます。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	人日					
確保方策	延べ利用者数	人日					

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中において、幼稚園、保育所、子育て支援センター等において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

【現状】

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園の預かり保育」は8.8%の利用があります。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	人日	7,568	9,569	6,862	7,713	7,047
一般型	人日	40	2	59	31	15

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 「幼稚園の預かり保育」を利用したい方の中には「保育標準時間」で子どもを預ける方として認定変更を行う方がいるため、「幼稚園の預かり保育」は必要最低限の提供量を確保します。また、子育て支援センターにおいても時間単位で預けられることから、今後も柔軟な対応に努めていきます。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	幼稚園型	人日					
	一般型	人日					
確保 方策	1号認定による 延べ利用者数 (幼稚園)	人日					
	2号認定による 延べ利用者数 (一般)	人日					

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日において、保育所等で保育を実施します。

【現状】

- 保護者の就労状況の多様化に伴う延長保育のニーズに対応し、受け入れを行っています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	人日	230	86	138	416	432

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 利用者のニーズに合わせた受け入れ体制の確保に努めます。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	延べ利用者数	人日					
確保 方策	延べ利用者数	人日					

⑩ 病児保育事業

病気の回復期に至っていないため、保育所等に登園ができず、自宅での安静を必要とする場合、仕事や冠婚葬祭などの理由から家庭で保育することができない保護者に代わって一時的に保育します。

【現状】

- 病児保育室を小児科医院と隣接する私立保育所において実施し、子育て世代が働きやすく、安心して子育てができる環境整備に繋がっています。
- ホームページ等で事業の周知を行い、病児保育の利用に関する相談受付を、病児保育所と連携を取りながら行っています。

《実績》

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後 児対応	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者 数	人日	204	407	546	635	635

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

○病児保育室は町内外から利用されており、子育て世代が働きやすく、安心して子育てができる環境整備に繋がっています。安定経営を図り、「病児保育」の着実な推進を支援し、子育て環境の充実を図っていきます。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	病児・ 病後児 対応	施設数	箇所				
		延べ利 用者数	人日				
確保 方策	病児・ 病後児 対応	施設数	箇所				
		延べ利 用者数	人日				

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の学童教室、地区交流センター、町公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室は学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進します。

【現状】

- 放課後児童クラブは、現在5小学校区のうち4小学校区5か所で運営しており、全学年を対象に受け入れを行っています。
- また2か所の放課後児童クラブにて、未実施小学校区の児童を移送により受け入れも行っていきます。
- 放課後子ども教室は、2か所で各地区交流センターの運営協力により地域の実情に応じた運営を行っています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	人	59	58	48	70	62
小学2年生	人	52	51	51	50	69
小学3年生	人	46	41	41	40	50
小学4年生	人	36	34	32	36	33
小学5年生	人	20	21	23	23	29
小学6年生	人	16	16	19	18	20
合計	人	229	221	214	237	263

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

- 各活動場所の環境整備や未実施の学校区における児童の健全育成を図るため、子ども教室との連携などを検討していきます。
- 小学校の空き教室等の利用を推進し、学校との連携に努めます。また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めます。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	小学1年生	人					
	小学2年生	人					
	小学3年生	人					
	小学4年生	人					
	小学5年生	人					
	小学6年生	人					
	合計	人					
確保 方策	小学1年生	人					
	小学2年生	人					
	小学3年生	人					
	小学4年生	人					
	小学5年生	人					
	小学6年生	人					
	合計	人					

⑫ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【取り組みの方法】

- 必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

⑬ 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【取り組みの方法】

- 必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

⑭ 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

【取り組みの方法】

- 必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

⑮ 子育て世帯訪問事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【現状】

○保健師による乳児家庭訪問等により把握された支援が必要と判断された家庭について、適切なサービス利用につなげています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	人日		0	0	20	8

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

○引き続き、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を把握し、必要により家事・子育て等の支援を実施します。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込 み	延べ利用者数	人日					
確保 方策	延べ利用者数	人日					

⑯ 児童育成支援拠点事業

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を実施する事業です。

【取り組みの方法】

○必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

⑰ 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

【現状】

○子育て世帯へ事業の周知を図り希望者等に参加を促し支援していきます。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人			7	6	7

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

○親子関係形成支援事業の周知を行い、参加を促します。

《量の見込み、確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	人					
確保方策	利用者数	人					

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援します。

【取り組みの方法】

○必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件などを問わず、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設に通っていない子ども（0歳6か月～満3歳未満）を、月一定時間内で保育所などの施設に通わせることができる新たな制度です。

令和8年度から全国的にスタートし、本町においても実施予定です。

【取り組みの方法】

○必要に応じ、国の示す実施方法や制度設計を整理しながら、事業の実施について検討を行います。

⑳ 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

【現状】

○支援が必要と判断された家庭については、適切なサービス利用（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）につなげています。

【量の見込み、確保方策及びその考え方】

○支援が必要な家庭を対象に関係機関と連携し産後ケアを実施します。

第5章 その他の施策展開

本町の次世代育成支援対策は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間において川西町次世代育成支援対策行動計画（前期・後期計画）及び川西町子ども・子育て支援事業計画により推進されてきました。

本計画においても、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、各施策と関連事業を推進していきます。

1 母性並びに乳幼児などの健康の保持増進

妊娠・出産や子育てを通して人間として成長しながら、親子が「豊かな人生」を送ることができるよう支援するとともに、地域社会が「子どもの育ち」と「親」への支援ができる体制づくりを進めていきます。

第2期計画の進捗評価によると、11事業のうち、「事業の進捗評価」ではA評価（目標達成）が72.7%、B評価（目標に向けて改善）が27.3%となっています。また、「今後の取組」ではA評価（計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施）が72.7%、B評価（さらに推進する、充実を図る）が9.1%（福祉医療給付事業）となっていますが、町内産品販売促進事業、こころの健康づくり事業についてはC評価（内容・規模・手法等を見直して推進する）18.2%としています。

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、妊娠から出産、乳幼児期等の保健・医療・福祉体制の充実を図ります。

（1）子どもと母親の健康の保持増進

- 乳幼児健診の機会を通じた相談、子育て支援サービス・子育て広場などの情報提供に努めていきます。
- 新生児訪問や乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の保持増進に努めます。
- 歯磨き指導や生活習慣の見直し、フッ化物活用によるむし歯予防対策事業を継続します。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
こども家庭センター （母子保健事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター【児童福祉法改正により、子育て世代支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体的運営を通じてこどもと子育て家庭への切れ目なく支援する】 ・妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な支援の調整や関係機関との連携を行う ・妊婦から子育て世帯の方まで手軽に利用できる子育て支援アプリ「かわるる」などでの情報提供を行う 	健康 子育て課
歯科保健	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及び子どもの口腔衛生向上を図るため、町内の委託医療機関でママとパパのための歯科健診やお誕生歯科健診、幼児施設や小中学校での歯科保健教室等、各ライフステージに合わせた事業を実施し、生涯にわたる歯科保健の推進を図る 	健康 子育て課
感染症予防 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の発生及びまん延を予防するとともに疾病の重症化予防を目的とした各種予防接種の実施 ・感染症予防のための普及啓発 	健康 子育て課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
新生児期に保健師等の指導・ケアを十分に受けた人の割合	%	93.9	92.4	90.9	100.0	100.0	
12歳でむし歯のない人の割合	%	57.5	72.0	64.3	72.0	67.3	
乳幼児等定期予防接種率	%	69.0	77.1	72.3	68.0	70.0	

(2) 「食育」の推進

- 望ましい生活習慣、食習慣の定着を図るため、第3次川西町健康増進・食育推進計画に基づき、子どもたちの健康な成長のための支援を行っていきます。
- 家庭、幼児施設、学校、地域など様々な場面で食に関する知識を習得する機会を提供します。
- 食育に対する理解を深めるとともに、地元食材を毎日の食事や給食に取り入れることなどを推進し安全安心で豊かな食生活を推進します。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
食育推進	・「食」について意識を高め、「食」に関する知識と、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう食育を推進する	健康 子育て課
町内産品販売促進	・「食育」と「地産地消」との連携・推進を図るため、地元食材の利用、普及啓発を図る	産業 振興課
川西中テーブルマナー講習会	・浴浴センターまどかと連携し、若年期からの地元食材、テーブルマナーの知識の習得機会を提供する	教育 文化課

(3) 思春期保健対策の充実

- 不登校、ひきこもり等、心の健康づくりの支援・相談等を学校等の関係機関と情報交換しながら連携を図り、思春期の子どもたちの健康づくりを支援していきます。
- 学校教育研修所の「心といのちの委員会」と「健康・体力向上推進委員会」との連携を密にし、思春期の児童生徒の心と体の健やかな成長を推進していきます。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
こども家庭センター	・子どもに関する相談や虐待貧困などの悩みを抱える家庭のサポートを行う。	健康 子育て課
教育支援センター設置	・不登校（傾向）児童生徒の生活や学習の場を保障し、不登校（傾向）の解消と保護者へのサポートを行う	教育 文化課

(4) 医療の充実

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、高校3年生相当までの医療費無料化を継続します。
- 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を図ります。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
福祉医療給付	・医療費の一部負担を軽減することにより、重度心身障がい者（児）、乳幼児や児童、ひとり親家庭等の医療を確保し社会福祉の増進を図る	住民課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
福祉医療給付対象者数	人	2,491	2,417	2,344	2,271	2,610	

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭や地域における子どもたちへの教育力の向上を目指し、家庭・地域・学校の教育のネットワーク化と連携を図りながら、子どもと親が共に育つ環境づくりを推進します。

第2期計画の進捗評価によると、9事業のうち、「事業の進捗評価」ではA評価（目標達成）が77.8%、B評価（目標に向けて改善）が11.1%、C評価（現状維持）が11.1%（奨学金返還支援事業）となっています。また、「今後の取組」ではA評価（計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施）が88.9%となっていますが、ライフプラン支援事業はC評価（内容・規模・手法等を見直して推進する）11.1%としています。

子どもたちの知・徳・体が調和した人間の育成を目指し、特に生きる力の育成、特色ある学校運営、地域に開かれた学校運営を推進し、明るく楽しい学校、地域に信頼される学校の創造に努めます。

(1) 次代の親の育成

- 子どもは、「次代を担う人」とであるという認識のもとに、子どもや青少年が豊かな人間性を形成し、自立した人間として仕事や家庭を持つことができるよう、子どもを産み育てることの意義に関する生命（いのち）の教育・啓発を推進します。
- 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充します。
- 県や近隣市町、関係団体等との連携を強化することで出会いの場の創出、情報提供、収集など結婚につながる支援を推進します。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
家庭教育推進事業	・家庭教育は、全ての教育の原点であることを踏まえ、家庭の教育力向上のため、保護者の学習機会や情報の提供を図る	教育文化課
ライフプラン支援事業	・結婚を希望する男女や若者に対し出会いの機会を創出 ・やまがたハッピーサポートセンターとの連携 ・結婚新生活支援事業補助金、出会い支援事業補助金の交付	まちづくり課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
家庭教育講座参加者数	人	196	149	416	600	406	

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境

- 学校の果たす役割を踏まえ、川西町学校教育の目標として「豊かな人間性」と「健やかな身体」「確かな学力」「主体的な生き方」「未来を生き抜く力」を身につけさせることに努めます。
- 家庭や学校、地域社会が一体となって、正義感や倫理観、他人への思いやりなど子どもたちの人間性を育てていくため、いじめ、不登校、問題行動等への対応として、教育相談体制の充実に努めます。
- 経済的理由で就学困難な義務教育児童等の教育にかかる就学援助等、経済的支援を求める家庭に対し、必要な支援を行います。
- 学校教育や地域活動を通しての職場体験や就労体験など、子ども達が将来像を抱けるような職業観、就労意識の育成に努めます。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
特色ある学校づくり推進	・各学校の教育環境を十分に活かし、将来を見通した教育課題の解決に資するため特色ある教育課程の編成を行う ・各教科や英語教育に対する授業力を向上させるための研修会の実施	教育文化課
青少年育成推進	・青少年の健全育成に資する活動全般	教育文化課
いじめ問題対策連絡協議会	・いじめの未然防止を図りながら、発生した時の迅速で的確な対応をとるための各校の体制や取り組みの在り方を検証し、助言等を行う ・川西町および各校の「いじめ防止基本方針」の実効性を高めるための支援を検討する	教育文化課
奨学金返還支援	・奨学生の地元への就職を後押しするため、県、市町村、産業界と連携して奨学金の返還支援制度を創出し、奨学金の返還を支援するもの	産業振興課
要保護児童支援	・要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等で構成する協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、ケース会議の三層の体制で支援を図る	健康子育て課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
全国学力学習状況調査における全国平均を上回る教科数(小・中)	教科	-	0	5	0	1	
青少年育成研修会参加者数	人	30	24	18	10	42	
奨学金返還支援決定者数	人	0	6	3	0	1	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- 子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成など、家庭教育に関する総合的な取り組みを関係機関が連携して行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
(再) 家庭教育推進事業	・家庭教育は、全ての教育の原点であることを踏まえ、家庭の教育力向上のため、保護者の学習機会や情報の提供を図る	教育文化課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
家庭教育講座参加者数	人	196	149	416	600	406	

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 危険ドラッグをはじめとする薬物や、飲酒、喫煙、有害図書から身を守るため、その影響や罰則等について学ぶ場を設け、心と体の健やかな成長を推進していきます。
- 学校教育研修所の「生徒指導委員会」との連携を通しながら、正しいインターネットの活用の仕方を学び、犯罪に巻き込まれない判断力と倫理観を育てる教育を推進していきます。
- 広く町民の総意を結集し、学校、家庭、地域が連携し、非行防止、社会環境の浄化活動を図り、次代を担う青少年の健全育成を行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
(再) 青少年育成推進	・青少年の健全育成に資する活動全般	教育文化課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
青少年育成研修会参加者数	人	30	24	18	10	42	

3 子育てを支援する生活環境の整備

安全な道路交通環境の整備、公共施設におけるバリアフリー化が求められていることから、障がい者（児）や高齢者も含め、子どもや子育て家庭が、遊びやさまざまな活動がしやすい生活環境づくりを推進していくよう努めます。

家庭や学校、地域、関係機関が一体となって、交通事故をはじめ、子どもが関わる事件や事故、犯罪を未然に防止するとともに、被害にあわないようなまちづくりを推進します。

第2期計画の進捗評価によると、9事業のうち、「事業の進捗評価」ではA評価（目標達成）が77.8%、B評価（目標に向けて改善）が11.1%、C評価（現状維持）が11.1%（交通安全施設整備事業）となっています。また、「今後の取組」ではA評価（計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施）が77.8%となっていますが、定住移住促進事業、交通安全施設整備事業はC評価（内容・規模・手法等を見直して推進する）22.2%としています。

（1）良質な住宅環境の確保

- 持家住宅の新築、増改築、改修工事に対して助成を行います。
- 利活用が可能な空き家の登録制を充実し、移住・定住希望者等への情報提供等を行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
住宅建設支援	・住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進するため、住宅の建築等工事、空き家利活用工事又はリフォーム等工事を行う者に対して交付する	地域整備課
定住住宅支援	・本町に定住することを支援し活力に満ちた魅力ある地域社会の構築を図るため、定住する意思をもって町内に住宅を取得する者に対して交付する	地域整備課
定住移住促進	・空き家バンクの充実を図るため、山形県宅地建物取引業協会南陽の協力を得て、ホームページ等で積極的に情報提供	まちづくり課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
補助金（住宅建設支援）交付件数	人	131	120	95	97	88	88
三世帯支援事業による移住・定住者数	人	3	-	-	-	-	-
若者向け住宅支援事業による移住、定住者数	人	7	12	14	13	14	
移住者数（空き家バンク利用による）	人	19	30	22	21	2	

（2）安全な道路交通環境の整備

- 歩道の段差や勾配の改善、幅広歩道や通学路の整備等を行い、親子が安心して歩ける歩行空間の確保や道路等の整備を進めます。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の交通安全を確保し、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全専門指導員を配置し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を開催し、交通安全法令遵守の徹底をめざす ・生命財産の保全を図るため、事故防止活動の連絡調整を図り、関係機関に対する意見の具申及び要望を行うとともに、交通安全対策活動及び啓発活動を実施する 	安全 安心課
交通安全施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の安全を図るため安全施設の設置を行う 	地域 整備課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
交通安全教室の実施回数	件	62	96	92	159	185	

(3) 安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦、幼児、ベビーカー利用者等に配慮し、子育て家庭が、安心して外出できるよう施設のバリアフリー化の普及啓発を推進します。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
障害者差別解消支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）に関する各種サービスや制度に関するガイドブックを作成、配布しバリアフリー化の普及を図る 	福祉 介護課

(4) 安全・安心なまちづくりの推進等

- 安心して子育てができるまちづくりに向けて、防犯施設・設備の整備等を充実するとともに、住民、企業、行政が一体となって地域の安全対策を推進していきます。
- 関係機関、団体が連携し、生活安全に対する機運の醸成を図ります。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
防犯灯設置整備	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪未然防止として、町内における通学路等の暗闇を解消するため、設置したLED防犯灯に係る賃借及び設置済み防犯灯の補修を行う。 	安全 安心課
地域学校協働活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域住民のつなぎ役として「コーディネーター」を中心に、主に地区の住民にボランティアをお願いし、学校支援事業（学校支援・環境整備・学校行事等）を行う 	教育 文化課
コミュニティ・スクール推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省においては、「地域とともにある学校」を目指し、コミュニティ・スクールの推進を行っているところであり、各小中学校において、年3～4回程度学校運営協議会を開催する 	教育 文化課
生活安全推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が安全で快適な生活を実現するため、関係組織団体の連携を強化し、町民一人ひとりが安全安心なまちづくりのための、協働の機運を高めることを目的とし、川西町民生活安全推進大会を実施する ・犯罪の発生を未然に防止するため、広報や啓発活動を実施する 	安全 安心課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
LED 防犯灯総数	本	1,587	1,587	1,587	1,587	1,592	
ボランティア延べ人数	人	260	329	222	284	750	
コミュニティ・スクール運営協議会開催回数	回	26	26	26	22	19	

4 仕事と家庭の両立の推進

結婚、出産後も仕事を続けたい女性に対する子育て支援を実施し、保育サービスの充実を図ります。また、子育て期をはじめとして男性の働き方の見直しとともに、子育て家庭を取り巻く人々の意識改革を進めていく必要があるため、長時間労働の抑制や多様で柔軟な働き方の促進等のワーク・ライフ・バランス施策を推進し、男性も積極的に子育てに参加できる環境づくりを推進します。

夫の家事・育児の協力のほか「祖父母力」など幅広い年齢層の育児支援参加を促進することで、保育者と子どもをサポートする体制を図り、本町で家庭を築き、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めます。

第2期計画の進捗評価によると、7事業のうち、「事業の進捗評価」ではA評価（目標達成）が71.4%、C評価（現状維持）が14.3%（地域子育て支援事業）、E評価（実施に向け検討）が14.3%（幼稚園振興事業）となっています。また、「今後の取組」ではA評価（計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施）が57.1%、B評価（さらに推進する、充実を図る）が28.6%となっていますが、幼稚園振興事業はE評価（その他）14.3%としています。

（1）多様な働き方の実現と働き方の見直し

- 職業生活と家庭生活の両立を図るため、仕事時間と生活時間のバランスがとれる選択ができるよう「働き方の見直し」について考える機会を提供します。
- 男女共同参画を視点に入れた広報や啓発に努め、働きやすい環境を作るため、固定的な性別役割分担意識等の慣行その他の諸要因の解消に努めます。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
男女共同参画推進	・男女共同参画計画に基づき事業を展開し、男女が協調して活力ある地域社会を目指すもの	まちづくり課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
審議会・委員会等への女性登用率	%	88.5	96.2	96.2	96.2	96.2	

(2) 仕事と子育ての両立の支援

- 保護者の就労状況の多様化に対応するため、保育所の入所受け入れ体制の整備を図ります。
- 病児保育や延長保育などの支援の充実を図ります。
- 国が推進する「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的な、または連携による実施を行うため、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携できるように定期的な打合せの場を設けます。
- 小学校の余裕教室の活用状況等についても定期的に関係機関で協議を行い、使用計画を決定し、公表いたします。
- 放課後子ども教室については、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。
- ファミリー・サポート・センター事業を実施します。
- 仕事と子育ての両立支援のための体制整備と、家庭、企業、地域住民等の子育てに関する意識改革を推進するため、関係法、制度等の情報提供を推進します。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
教育保育施設給付 (認可保育所経費事業)	①教育・保育施設の利用に関する給付及び委託 ・新制度対象施設である保育所「美女木げんき保育園」と「あおぞら保育園」、小規模保育施設「保育園パステルファミリー」、幼稚園型認定こども園「認定こども園小松幼稚園」、その他、町外の教育・保育施設への給付を行う ②特別保育事業費補助金 ・町内の民間立施設で行った特別保育事業に対し支援を行う	健康 子育て課
児童手当支給	・児童手当の支給により、家庭の生活の安定や、児童の健全な育成を図ることを目的とする	健康 子育て課
幼稚園振興	・幼稚園の園児の保護者の負担軽減を図るため、各種補助を行う	健康 子育て課
病児保育	・保育所等に通園している子どもが、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難である場合、一時的に預かる「病児保育」を実施する ・保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る	健康 子育て課
放課後児童クラブ運営	・町内5か所の児童クラブに業務委託を行い、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図り、保護者の就労を支援する ・保護者の負担軽減を図るため、利用料の補助を行う	教育 文化課
放課後子ども教室推進	・すべての子どもを対象として、安全、安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て活動を行っている ・勉強や、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを支援する	教育 文化課
地域子育て支援	・子育て支援センターを核とし、安心して子育てができる環境整備を行う ・遊びの広場の常設、子育て相談、一時的に保育が困難になった家庭に対する一時預かり、会員登録制により預かりや送迎などを行うファミリー・サポート・センター事業を実施する ・関係機関、団体等と連携を図り、子育てに関する相談や情報の提供、親子が交流する場を提供し、家庭内で子育てしている親子を支援する	健康 子育て課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
入所者数（給付対象者数）	人	221	224	228	209	214	
支給児童・生徒数（延）	人	13,002	12,391	10,371	14,719	15,001	
幼稚園振興補助金交付対象件数	件	0	0	0	0	0	
病児保育利用者数	人	204	407	546	635	550	
放課後児童クラブ利用児童数	人	229	221	214	237	263	
放課後子ども教室参加実人数	人	82	72	66	75	80	
子育て支援センター利用数（0，1，2歳児）	人	1,468	1,288	1,162	1,022	600	

5 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故から守るため、子ども、親等に対する交通安全教育や、警察、幼稚園、保育所、学校、関係団体等との連携を図り、総合的な交通安全対策を推進します。

子どもを犯罪等の被害から守るために、防犯等に関する情報の提供や、関係機関・団体との情報交換、ボランティアによるパトロール活動等の推進を図るとともに、犯罪やいじめ、児童虐待等の被害を受けた子どもに対しカウンセリング等のきめ細かな支援を行います。

第2期計画の進捗評価によると、9事業のうち、「事業の進捗評価」ではA評価（目標達成）が100.0%となっています。また、「今後の取組」ではA評価（計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施）が100.0%となっています。

（1）子どもの交通安全を確保する活動の推進

- 交通安全施設の整備等による安全な歩行空間の確保と、「かもしかクラブ」等の交通安全教育を推進します。
- スクールバスの安全運行を行います。
- 園児バスの安全運行を行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
（再）交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の交通安全を確保し、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全専門指導員を配置し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を開催し、交通安全法令遵守の徹底をめざす ・生命財産の保全を図るため、事故防止活動の連絡調整を図り、関係機関に対する意見の具申及び要望を行うと 	安全安心課

	もに、交通安全対策活動及び啓発活動を実施する	
小中学校 スクールバス 運行管理経費	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離（自宅から4km以上）児童生徒の通学時の安全確保のためスクールバス運行を行う ・平成30年度から、従来の吉島小学校のほか、学区再編に伴い小松小及び中郡小のスクールバスの運行、維持管理を行う ・川西中学校のスクールバスの運行、維持管理を行う 	教育文化課
園児バス運行 管理経費	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全送迎と園児バスの安全運行の確保を図る ・送迎できない家庭の不安を解消し、子育て支援を図る ・安全運行管理、車両の維持管理・整備を行い、安全確保を図る 	健康子育て課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
交通安全教室の実施回数	件	62	96	92	159	185	
スクールバス安全車両台数	台	10	10	10	10	10	
園児バス安全車両台数	台	4	4	4	4	4	

（２）子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

- 子どもを犯罪等の被害から守り、非行等を防止するため、「子ども見守り隊」や防犯パトロールなど地域ぐるみの活動を推進します。
- 子どもの安全確保のため、防犯灯の整備を図ります。
- 学校や幼児施設では、子どもの安全確保のため、不審者や地震、火災などの危機管理対応マニュアルを作成します。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
(再)生活安全推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が安全で快適な生活を実現するため、関係組織団体の連携を強化し、町民一人ひとりが安全安心なまちづくりのための、協働の機運を高めることを目的とし、川西町民生活安全推進大会を実施する ・犯罪の発生を未然に防止するため、広報や啓発活動を実施する 	安全安心課
(再)防犯灯設置整備	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪未然防止として、町内における通学路等の暗闇を解消するため、設置したLED防犯灯に係る賃借及び設置済み防犯灯の補修を行う 	安全安心課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
生活安全推進大会参加者数	人	86	64	60	106	98	
LED防犯灯総数	本	1,587	1,587	1,587	1,587	1,592	

(3) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの支援

○犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関と連携により心身にわたるケアや保護者への助言などの支援を行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の未然防止並びに虐待の早期発見、迅速な対応を図ることを目的とする ・健康子育て課を窓口として相談受付。児童相談所や警察、民生委員児童委員、教育関係機関等との連携を図り、課題解決を図る 	健康子育て課
教育支援センター設置	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒に対する学習・生活指導支援を図る ・主任児童委員による教育相談サポート会議を開催する 	教育文化課
いじめ問題対策連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策協議会」を設置し課題解決を図る 	教育文化課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
要保護児童数	人	5	4	0	6	1	

6 要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進

児童虐待については、子どもの人権を尊重し、健全な心身の成長が図れるよう、町が主体性をもって、関係機関・団体の連携を図り、早期対応から保護・支援、アフターケアを行います。

また、発生予防、早期発見等の対策の実施及び幅広い協力体制を構築します。

母子・父子家庭等における児童の健全育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開により、総合的対策を適切に実施していきます。

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、健康診断や育児相談等の支援体制の充実に努めます。

第2期計画の進捗評価によると、10事業のうち、「事業の進捗評価」ではA評価（目標達成）が80.0%、B評価（目標に向けて改善）が10.0%、C評価（現状維持）が11.1%（生活保護・ひとり親家庭等支援事務事業）となっています。また、「今後の取組」ではA評価（計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施）が80.0%、B評価（さらに推進する、充実に努める）が20.0%となっています。

(1) 児童虐待防止対策の充実

○要保護児童対策地域協議会の機能・取り組みを強化し、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至る総合的な対策を推進し、主任児童委員や児童相談所、保健所等との連携により総合的な支援体制を推進します。また、虐待行為等がみられる親や家庭への指導・支援を行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
(再) 要保護児童対策地域協議会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の未然防止並びに虐待の早期発見、迅速な対応を図ることを目的とする ・健康子育て課を窓口として相談受付。児童相談所や警察、民生委員児童委員、教育関係機関等との連携を図り、課題解決を図る 	健康子育て課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
要保護児童数	人	5	4	0	6	1	

(2) 母子・父子家庭への自立支援の推進

- ひとり親家庭に対し手当の支給を行います。
- 子育てや日常生活の支援、就業支援、経済的支援のための各種制度の活用など、母子・父子家庭等の自立支援を促進します。
- ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
生活保護世帯支援	・生活困窮者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を送るための支援を行う	福祉介護課
ひとり親家庭等支援事務	・ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ることを目的として相談支援や手当の支給等を行い、自立を推進する	健康子育て課
(再) 福祉医療給付	・医療費の一部負担を軽減することにより、重度心身障がい者(児)、乳幼児や児童、ひとり親家庭等の医療を確保し社会福祉の増進を図る	住民生活課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和11年度
生活保護受給世帯数	世帯	66	62	58	63	62	
児童扶養手当受給者数	人	97	95	87	86	73	
福祉医療給付対象者数	人	2,491	2,417	2,344	2,271	2,610	

(3) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

- 小・中学校において、特別な支援を要する児童生徒について適正な就学指導を実施します。
- 幼稚園・保育所において、特別な支援を要する幼児について適正な保育を提供し、保護者への情報提供と支援を行います。
- 日常生活の支援、相談体制、情報提供、地域との交流、障がいに対する理解促進などの支援を進めていきます。
- 障がいを持つ子どもの在宅福祉サービスを実施します。
- 特別な支援を要する子どもについて、それぞれ個に応じた支援の充実のために発達障がいの理解、効果的な支援の在り方について、幼稚園・保育所・小学校・中学校間で情報を共有し、実践的研修の充実を図っていきます。
- 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を図ります。

《主な事業内容》

事業名	事業の内容	担当課
障害者差別解消支援	・障害者差別解消法の施行を受け、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無に関わらず、全ての町民が人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目的として事業を実施する	福祉 介護課
障がい介護給付等	・障がいの有無に関わらず、全ての町民が人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目的として、障がい者（児）に必要な各種福祉サービスを提供する	福祉 介護課
特別支援教育育成	・特別支援学級の児童生徒に対して、合同交流訓練の機会を設定し、個性の伸長と社会への適応力を伸ばす	福祉 介護課
社会福祉事務経費	・障がいのある人もない人も共に暮らしやすい町づくりを目的として、障がい者（児）に関する各種サービスや制度に関するガイドブックを作製・配布し、周知啓発を行う ・障害者相談員による町民相談を随時行う	福祉 介護課
障がい福祉計画推進事業	・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児童福祉計画（平成30年度から令和2年度までの3カ年）の進行管理を行う	福祉 介護課
幼児ことばの相談室運営	・言語聴覚士による「幼児ことばの相談室」を開催し、ことばに関する相談体制の充実を図る ・必要に応じて専門機関への紹介を行うなど、きめ細かな対応を行い、保護者の不安感の緩和、子どもの健やかな育ちを促進する	健康 子育て課
教育支援委員会	・障がい児支援の体制を整備するにあたり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進するとともに、関係機関と連携し発達に特性のある子どもの支援体制の整備を行うよう努めます。 ・また、町が子ども・子育て支援を行うにあたり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えます。	教育 文化課

《成果指標》

成果指標	単位	実績値				見込値	目標値
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度
自立支援給付サービス利用者数（延）	人	3,710	3,911	2,630	3,508	4,221	
特別支援教育交流事業参加率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
地域生活移行者数 （施設入所からグループホーム等へ）	人	0	0	1	1	2	
幼児ことばの相談室開催回数	回	7	3	5	6	4	

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

基本理念である「すべての子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」の達成に向け、全ての町民、事業者、各種団体と町が、地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に情報を共有しながらその立場や特性を尊重し協力して取り組む「協働」の理念を踏まえ、老・若・子・男・女それぞれの主体の関係を深めながら「共に」新しい時代に「挑戦」・「創造」し、まちづくりを発展させる「共創」によって施策や事業を推進します。

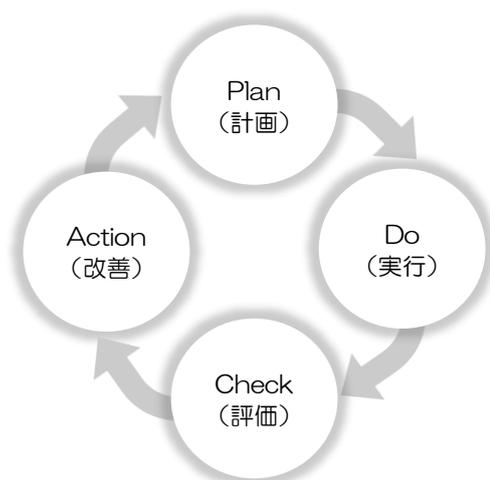
2 関連機関や民間企業との連携

計画推進にあたっては、関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

3 計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立します。

子ども・子育て会議において、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



2 川西町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、川西町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の所掌事務について調査、審議し、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- (4) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- (5) その他町長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康子育て課が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年9月30日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第2号）抄

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第5号）
この条例は、令和5年5月1日から施行する。

第3期川西町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

発行日 令和7年1月

発行者 川西町 健康子育て課

所在地 〒999-0193

山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1

電話 0238-42-2111（代表）